

(参考) 区における総合行政の推進に関する規則 (抄)

制定 平元. 4. 13 規則 59、最近改正 平 23. 7. 22 規則 98

(目的)

第1条 この規則は、区において本市が実施する事務事業に関し、区役所及び局、事業所その他出先行政機関相互の連絡調整を円滑にするとともに、**区政への区民の参画を促進し、区内の課題及び実情を的確に把握することにより、区における総合行政の推進を図り、もって市民の福祉の増進に資することを目的とする。**

(区長会議及び区行政連絡調整会議の設置並びに区政会議の開催)

第9条 第1条の目的を達成するため、本市に区長会議を、各区に区行政連絡調整会議を置くとともに、**各区において区政会議を開催する。**

(区政会議)

第12条 区政会議の委員は、区政運営及び区において実施される事務事業について意見を述べ、区政を評価する。

2 区政会議の委員は、区民等(当該区の区域内に住所を有する者、当該区の区域内に存する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。)に在学する者及び当該区の区域内に事務所を有する会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社をいう。)、官公署その他の団体に属する者をいう。以下この条において同じ。)、学識経験者その他区長が適当と認める者のうちから区長が委嘱する。

3 区長は、区政会議の委員の選任に当たっては、委員の構成が区民等の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

4 区政会議の長は、委員の互選により定める。

5 区政会議の長は、区政会議の議事を進行する。

6 区政会議の長に事故があるときは、あらかじめ区政会議の長の指名する委員がその職務を代理する。

7 区政会議の会議は、区長が招集する。

8 区長は、必要があると認めるときは、区政会議に関係者の出席を求めることができる。

9 大阪市会議員(以下「議員」という。)は、当該議員が選出された選挙区の区に設置される区政会議の会議に出席することができる。

10 前項の規定により会議に出席した議員は、区政会議における議論に資するために必要な助言をすることができる。

11 区長は、必要に応じて区政会議の部会を開催することができる。

12 区政会議の庶務は、各区役所において処理する。

13 前各項に定めるもののほか、区政会議に関し必要な事項は、区長が定める。